

平成26年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成26年3月14日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成26年3月14日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	副 町 長	縄手 一郎
総 務 課 長	八木 一夫	総務課防災担当課長	中川美知彦
政策調整室長	西岡 一義	税務住民課長	山下 弘文
福祉保健課長	坂本 裕	生活環境課生活環境係長	山口 幸宏
産業振興課長	山下 和行	建設課長	北村 晴紀
会計管理者兼出納室長	岡村 哲也	教育委員会教育長	藤田 心作
教育委員会事務局長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	奥田 浩一	書 記	阪口 昇吾

議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 10番 福井 秀治 議員
 2. 3番 登 喜三雄 議員
 3. 4番 濱岡 裕之 議員
- 日程第2 各常任委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第1号～議案第19号）
- 日程第4 採決（議案第1号～議案第19号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第1号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第1号）
- 追加日程第3 質疑、討論、採決（発議第1号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

上程議案

- 議案第1号 平成26年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 平成26年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成26年度 度会町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第4号 平成26年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第5号 平成26年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第6号 平成26年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
- 議案第7号 平成26年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第8号 平成25年度 度会町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第9号 平成25年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 平成25年度 度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第11号 平成25年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第12号 度会町自転車等の放置防止に関する条例について
- 議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 度会町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第15号 度会町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第19号 度会広域連合の処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議について
- 発議第1号 専決処分事項の指定について

◎開会の宣告

（9時00分）

○議長（中村 忠彦） ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 皆さん、おはようございます。10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいております、少子化対策について、町長に質問をさせていただきます。

今から二十数年前、女性一人が生涯に産む子供の数、合計特殊出生率が大きく落ち込み、1.57ショックといわれたことがあったそうであります。大いなる危機感を持って、国が当時から少子化対策に取り組んできたところでありました。これに伴って、子育て支援策などの環境整備に努めてきたわけでありましたが、高学歴化、未婚、そして晩婚。これは当然、子供を産む母親の年齢が上がってくるわけでありますので、第2子、第3子への展開、流れが難しくなってきたのではないかと思います。

そして、若者の結婚観、価値観の変化など、複雑な要素が絡み合い、なかなか少子化の流れに歯どめがかからない状況となっております。このまま次世代の減少傾向が続けば、生産年齢人口の減少による経済活動の縮みに加え、超高齢化社会の到来に伴う社会保障制度の負担の増大。そして、地域コミュニティの崩壊とも相まって、近い将来国家的な危機を招きかねない大きな課題となっております。

そこで、三重県では、新年度予算におきまして、最重要施策として、少子化対策を掲げ、結婚したい人が結婚でき、子供を産みたい人が安心して産み育てることを目標に、人生の段階ごとの支援策を打ち出してきております。

そして、市町の実情に応じたきめ細やかな支援ができるように、各種のプランが用意されております。目新しいところでは、婚活支援策があります。結婚したいという希望はあるものの、異性の交際相手を持たない未婚者が多くいることから、出会いの場、そのチャンスを設定するというものでありまして、このことはまちおこしにもつながるものと言われております。

また、不妊治療支援では、特定不妊治療を受けた夫婦に、費用の一部を助成し、男性に特化した補助制度となっております。

そのほか、男性の育児参画推進事業でもって、いわゆるイクメンの育成につなげることなどがあります。

それぞれの地域の実情に応じたきめ細やかな対策が実施できるよう、少子化対策市町創意工夫支援交付金という、中村町長の得意のフレーズをパクったものもあるわけでございます。

度会町におきましても、出生数の低下が続いております。平成のはじめころに比べますと、現在では、その6割程度となっております。毎月配布されております広報わたらいにおめでた、おくやみ欄がありますが、2月号では、12月届け出分として、お亡くなりになられた方が12名ございましたが、誕生された方は何と一人も見えなかったということは、大変大きなショックを覚えたものであります。

それと、若者の大都市への流出も続いております。大都市圏への人口流出がこのまま進めば、都市部の出生率の低さと相まって、国全体の人口減少に拍車がかかり、三十年余りたちますと、全国で523市町村が消滅する可能性が高いと警告されておりました。三重県でも29市町のうち、8つの市町が該当すると研究者から報告もございます。

このように大変、大変厳しい状況となっております。すぐに大きな成果は期待できないものの、何もしないというわけにはいかないと思います。

中村町長におかれましては、この少子化問題につきまして、どのように捉えておられるのか。また、度会町でどのような施策を持って取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

ただいま福井議員さんから、少子化対策についてということで、私の少子化対策に対する思いを聞いていただきました。質問であったかと思えます。

福井議員さんの御指摘のとおりだと思いますけれども、人口の減少時代を迎えまして、少子化の、高齢化もありますけれども、その波というのは国、地方を問わず大きな課題、もう最重要課題となっております。

三重県が、昨今、鈴木知事が陣頭に立って、今後、積極的に少子化対策に取り組む強い決意を示されたと、20年後も輝き続けるためにと題した少子化対策として、「子ども・思春期」、そして「結婚」、それから「妊娠・出産」、それから「子育て」の安全安心の子育てというような感じの四つのライフステージにわけた施策をちょうど打ち出されたところでございます。

大変御承知のように、予算的にも、予算的な規模からいきますと、相当、2月の予算とともに、補正の予算とともに、かなりの金額を準備していただいたような感じになっております。

また、度会町におきましては、御承知のように、5年前のデータによりますと、1年間に60人以上の出生が、5年前まではございました。そして、平成24年度になりますと55名、平成25年度が42人と、非常に減少して、私も議員さん先ほどおっしゃったように、転出・転入と出生・死亡というのが、いずれにしても転出と死亡が上回っているということで、度会広報を見るたびに、歯どめができないのが非常に

悔やまれてならない、毎日を過ごしておりますけれども、その中で、義務教育の小学校の就学になって、入学になると、なぜか数名の転入増というのが見られるというようなことも出ておりますけれども、依然として、子供の減少というのは、出生率の低下が続いているというのが現状でございます。

また、もう一方では、一番育つて後、若者のやはり雇用流出ということ。これはもう工場誘致とか、いろんな面に結ばれて、これもまた頭の痛い問題で申しわけないと思っておりますけれども、度会町の中で20代、それから30代の年齢のところを調べましたところ、5年前（平成21年）には1,961人であったということだったんですけれども、平成25年には1,730人と231人の、約12%の減少が、この20代、30代の若者の減少をあらわしております。

まちの総人口が、八千どんだけまで落ちましたけれども、その中でも、減少率がマイナスの3.6%ということの中で、大変、この20代、30代の一番これからの世代の若者の減少というのが、大きな減少になっております。こういった現象に対しまして、度会町にとりましても、この今、陣頭指揮といたしましたけれども、鈴木知事の施策の県のあれはもちろんです。国と県の連携の方策を講じていく必要があるということは、もう当然でございますが、三重県が今、挙げられたビジョンにつきまして、私もちょっと勉強してみましたけれども、今のところ、先ほど中村町長の得意のところという支援の、あれを御指摘いただきまして、大変うれしくは思っておりますけれども、その三重県の内容が、まだまだ具体的な内容が、制度の内容が示されておらないのが、実情と思っておりますので、これを、今後じっくりうちの予算とともに、内容を見きわめながら、度会町として、三つぐらいの考え方で、継続あるいは、これからの新しい新規事業に対する取り組みということをやりたいと思っております。

その三つとしまして、お示しをいたしますと、一つが、やはり議員さんおっしゃった非常に減少度が高い、若者の流出の防止対策として、雇用の創出への努力を引き続き行っていくということで、決定的な打開策はございませんので、そのところを皆さんとともに、また進めて、引き続き頑張っていきたいと、公有地等とか、いろいろございますけれども、そういったことを、まず一つ。

それから、2番目には、出生率の向上策として、国と県の施策と連動しながら支援策を実情に応じた最大限に引っ張り出して、活用しながら、町単独の助成について、既に行っている子育て支援と切れ目ないように継続して、続けていくということが、一番重要だと思いますので、こういったことも、また先ほどいいました県の内容が出ましたら、度会町にそれがそぐうかを見て、具体的な策を講じていきたいと思っております。

それから、もう一つは、やはり私のいつも言っている子育てのしやすい環境づく

り、これもやはり継続で実現を検討していきたいと。これについて、やはり子供、度会町に住んでいただいて、若いお父さん、お母さんが非常に子育ては、よそよりはやりやすいなというのを、何を具体策にするかということで、例えば、一番具体的に上げられるといたしますと、やはり医療費が非常に膨大になっておりますんで、そういった中での福祉医療。これは、一応目的はある程度、達成したけど、まだまだ足りないかなという思いも持っております。

それから、もう一つは、学校の給食費ですか。これにつきましても、やはり負担の軽減ということを見ると、非常に生活費もなかなか回らんというような、若いお父さん、お母さんの、そういったことの何か、そういった施策というのも模索していきたいと、このように思っています。

具体的なことを、これから県のせっかく指針を示していただきましたんで、あれを本当に充実できるようなものにしてまいりたいと思いますので、どうか、今後、議員さんはじめ、皆さんの御協力と、また皆さんの知恵、アイデアがありましたら、こんなことはということでも結構でございます。そこに、我々がまた乗っかる場合とか、我々が示したことに對して、また議論をしていただくというような両面で進めていきたいと思っておりますので、まず、この県の施策を見きわめて、具体策を立てるということで、御回答をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） 御答弁ありがとうございました。

県のプランをうまく使いながら、度会町にあった施策を進めていただきたいと思います。本当に難しい問題であります。本当、とにかく強要をするものではなく、結婚や出産を唯一の価値観として押しつけてはいけないわけで、そんな配慮も必要ではないかなと考えます。

先般の三重県議会の一般質問におきまして、合計特殊出生率の数値目標を設定するのかというような質問があったそうですが、鈴木知事は答弁でもって、そこまでは踏み込んではいけないというようなことを申されておりました。

それから、私は子供を増やすもう一つの手段として、子供を産むことのできる現在形、未来形の若い世帯を、この度会町へ呼び込むことを考えるべきであると思っております。

度会町は、本当に住みよいところであると思っております。横輪、上野、神菌のほうからも、わざわざマイクロバスに乗って、この度会町へ買い物や医者にかかるために来てくださっております。まだ、ちょっと少し前ですが、町外の住宅建設業者が度会団地の中古住宅をリフォームいたしまして、それを売り出していたんですが、そのチラシの中に、度会町はこんなところなんですということで、伊勢松阪の通勤圏内で

あること。また、災害の少ないこと。すばらしい自然環境、恵まれた住環境であるということを紹介しておりました。

町長は、企業誘致の公約をしてこられました。頑張っていたいていますが、なかなかうまくいっていないのが現実であります。仮に、企業が来ていただいたといたしましても、それなりの特典なり、あるいは補助金が必要であると思います。それならば、ある程度のお金を使って、若者世帯住宅誘致策なるものを打ち出してみたいかでしょうか。ちょっとこの少子化対策の質問で、少しばかり飛躍し過ぎていると思いますが、町長の考えがあったら、お聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 今の御質問、全くそのとおりだと思いますので、私の議員さんと認識が一致しているのは、別の角度からの人口歯どめ政策の一環、私のいつも言っている人口減少の歯どめ策の何をしたらいいか、軽減特例をするか。優遇策をとるか、このもう二つに一つだと思います。

私が記憶御存じかどうかわかりませんが、第1期目に当選をさせていただいてから、2年目かぐらいから、3年目までは、今、議員さんの御指摘の建築業界の方々に、こんなことをやったらどうやというので、あちらから呼んでいただきましたので、特に2代目の方も多かったんで、一つやってみようかなということで、先ほど言われたように、町内のある業者の方が、自分の御努力、自助でそれをやられというのは、非常にいいことだと思いますが、ただそれだけは、非常に押しが弱いと思いましたので、度会町としてのそういうチラシ、先ほど言われたように住みよいまち、山紫水明のまち、こういうまちですよ。こういうような特例を入れましょうかというところまでいきたいなということで、建築業界の方と話したんですけど、いろんな御意見がございまして、中には積極的な意見もありましたが、私と完全とは申しませんが、一致する意見がなくて、その後、3年後にはもうそのことはちょっとチェックしているような状態でございます。

私の中には、絶えず、今、議員さんがおっしゃったように、若い世代の。特に、年齢を上限をきちっと切って、そういった助成金とか、軽減特例とか、優遇制度をやりたいというのは、もう随分持っております。それを何を基準に、どういうことを若い人たちに提示をしたら、度会町へきてくれるのかということも考えておりますけど、なかなかそれが先ほどの話で、施策までなかなか踏み出すことができていないのが現状ですんで、このことも、もう一度、改めてチェックじゃなしに出してやっていきたいなというような気持ちも持っておるのは、事実でございます。全く同じことで、若い世代の方を、度会町にすることを施策をとすることは、思いは一致していると思います。

特に、工場誘致の努力につきましては、私の力不足でなかなか工場誘致ができません

い現状でございますので、そういったことも含めて、先ほどの少子化対策の中と関連で、これも一つ、人口流出の防止という観点から、できたら具体策を何とか、一度検討を加えていきたいと思っておりますので、また具体的なそういう軽減特例とか、優遇措置、いろいろ上げておりますけども、なかなか決定打がないので、踏み切れないような状態になっています。そういうことで一つ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） ありがとうございます。

いい意味で検討していただくということで、本当によろしくお願ひしたいと思っております。

役場庁内にも適齢期な方が、結構おつてくれますし、結婚してまだ間もない方もおいででございます。まずは役場内で、いい成果が少しでも上がるようなことを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

続きまして、3番 登喜三雄議員。

《3番 登喜三雄 議員》

○3番（登喜三雄） 登喜三雄です。

議長の許可をいただきまして、三つの質問、

まずは、我がまちのホームページに見るIT戦略について。

二つ目、福祉業務名と建物の名前のことにつきまして。

それから、3点目、消防団員の確保対策等につきまして、いずれも町長さんに御質問をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。

我がまちのホームページに見るIT戦略について、お伺いをいたします。

私は、これからの世の中がインターネット社会、情報化社会へと予想もできないスピードで、今以上に、大きく変わっていく。情報技術の革命が度会町の経済活動も、人々の暮らしも様変わりさせていくものと予感しています。

1980年、今から34年前にアメリカのアルビン・トフラーは、今日の情報化社会の到来を予測いたしました。いわゆる第1の波、農業革命、第2の波、産業革命に続いて、第3の波として、脱工業化社会、すなわち情報革命による情報化社会が到来すると予測いたしました。パソコン、携帯電話、スマートフォンのびっくりするような普及と、技術革新により、インターネット社会が生まれ、オンラインショッピング、ネットオークション、オンラインバイキング、GPS、GISの利用等々、今さらながら、このトフラーの先見性に驚嘆しております。

さて、そこで本町のIT戦略を見てみると、役場の事務を便利に使いこなすためのIT化は、他の自治体並み、世間並には進んでいると推察いたしますが、今回の私の質問は、住民の暮らし、度会町の産業、観光振興などに寄与する本町のIT戦略は、「わが町のHP」を活用としているのか。また、その費用対効果、並びに課題と対策について、お尋ねいたします。

次の3点について、お答えをいただきたいと思います。

まず、1点目、現行ホームページに要した初期投資と維持管理費用。

2点目、アクセス状況と、その分析などの効果について。

3点目、目指した戦略、目指した目的と現状から見えてくる課題と対策について、お尋ねをいたします。

ここに、度会町のホームページのコピーがあります。私なりに見てみますと、項目だけで情報のないものがありました。クリックしても先に進めないものです。その一つ、施設案内、図書室の項目がありますが、この先に進めません。どんな蔵書があるのか。どこにあるのかわかりません。商工労働、何か優遇策があるのかわかりません。消費生活、相談先、相談方法がわかりません。国民保護という項目がありますが、何でこの項目があるのか、私にはわかりません。先に進めない項目だけでは意味がありません。御検討、対応をしていただきたいと思います。

次に、施策を磨いて、広く情報を発信することで効果が期待されるものと考えてみます。

一つ、地場製品の販売促進。これは、公的団体ともっと幅広くリンクさせる必要があります。

次に、校舎の跡地利用。この後、濱岡議員のほうからも縷々御質問があろうかと思いますが、行政や町議会の知恵には限りがあります。条件を提示して、日本中から利用を募る。

次に、ふるさと納税。これこそ工夫を凝らしてほしい世界です。町の魅力をお土産にして、何億円も実績を伸ばしているところがあります。過熱気味だと一部の報道がありますが、度会町には、昨年3月現在で360万円の寄付をいただいたと記載されていきました。何億円と360万円。ここに工夫の差があらわれております。お土産は、特産わたらい茶に限らず、展開中の鹿コロッケもあれば、品物以外でも、例えば、遊水プール鏡の優待券も考えられます。まちの観光資源をPRする方法、ゆるキャラティーナのマスコットグッズを提供することも考えられるでしょう。幾らでも工夫できると思います。

次に、起企業支援と誘致策。支援策、誘致策を磨かなければなりません、町長さんのトップセールスと併せながらの展開に、予想外の効果が生まれるものと期待いたします。

次に、遊休農地の活用、林地の活用など、農林業対策について。企業のCSR、企業の社会的責任、社会的貢献とも言われております。これに期待いたします。大台山系では、某大企業による森づくりが行われています。町ホームページの貴重なバナー広告の賛同企業である会社の案内を見ますと、その企業でもCSRを実践されているそうです。意見交換してみてもいいですか。

また、平成26年度も引き続いて支援する40歳未満の農業後継者対策。年間150万円の青年就業給付金制度などを、広くネット上に公開し、町内に限らず、新規就農者を見つける工夫が重要だと思います。

観光。この分野は、私はかなりよくできている。よき演出がなされていると思います。しかし、もう一步を踏み込んで、物語性を持たした動画配信に知恵を出し、サイト上の訪問者と意見交換できると、新たな観光施策が生まれてくるのではないかと思います。

私の知人からは、ホームページの最初に、度会町伝説を生かしながら、観光スポットに定点カメラを備え、ライブで紹介するアイデアが寄せられております。一考に値すると思います。

次に、空き家対策。田舎暮らしの魅力を発信し、資産の有効活用と新しい住人の増加対策を生かす。

次に、買い物難民対策。高齢者世帯の増加から、必ず必要となってまいります。福祉と商業をネットで結ぶ仕掛けづくり等が考えられます。等々、私はこれらの項目について、戦略を練り、上手にネット社会へ発信、配信することにより、予期せぬ効果が生まれる力を秘めているものと思います。

度会町においても、この時代の変革に的確に対応をしていく必要があります。限られた人材、限られた陣容の中で、町長さんはトップダウンとして、自らの創意と工夫を持って、度会町を先導しなければなりません。

以上、私の問題提起についても、町長自らの考えをお聞かせいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまのIT戦略ということで、素直なところITに非常に弱い町長で申しわけないんですけども、私が弱くても、若い担当職員や、いろんな面で社会的なことからも度会町も、こうゆうホームページといったようなものに前向きに取り組んでいけるんじゃないかという思いは持っておりますので、まず、ただいまの登議員さんの御質問に対しては、なるべく詳しく一つ一つお答えをしたいと思います。

まず、この質問の最初、3点のうちの一つです。現行のホームページに要した初期投資と維持管理についてでございます。

これにつきましては、今までも町のホームページは、よそと比べてという比較論がたくさんございましたけども、昨年、非常に古くなってきた機能を改善すること。それに伴いまして、さらなる度会町の魅力や情報の発信を目指して、142万8,000円という金額をもって、リニューアルを行いました。

そして、平成25年度の当初から、その運用をしております、その維持の管理の費用というのが、利用料とリンクチェック、お問い合わせのメールホームなどの月額6万5,000円、年間78万1,000円を維持管理で投入をいたしております。

そして、次に、二つ目のアクセスの状況の効果、その効果分析についてでございますが、リニューアル前である、平成24年度のアクセス、件数のデータでございますけども、約62万件であったのに対しまして、リニューアルをしてからの後の平成25年度は、この平成26年の2月末までに、大体71万件と伸びております。

3月の末の見込み、これからの見込みでございますが、対前年度比と比べますと約14万件、パーセンテージでいきますと、2割ぐらいの増加ということが得られました。大変ありがたいことだと思っております。

また、その増加の状況を対比をしてみますと、トップページから入って、次に各課の窓口へ、そして、その次の町政の情報から暮らしのガイドという流れが、非常にわかりやすくなったとか。

それから、各ページのアクセス数から読み取れるということで、この点がそういうアクセスの中から読み取れるということをお報告を受けています。

それから、また一年間を通じましては、特に集中的ですけども、7月、8月の、やはり遊水プール鏡。それから宮リバー度会パークの問い合わせというのが、このリニューアルのあとには倍増したということで、これも効果が出ているんじゃないかと、これ評価をしたいと思っております。

また、その他ニュース的なものとか、町の職員募集の記事などは、当然、短期の集中で締め切りということで、これもアクセスが非常にふえておりました、やはりインターネット上で見る募集をしたんだというのが、非常にふえておりました、昨今では、急遽募集をいたしまして、心配をしておりましたけども、保健師の採用につきまして、応募者のそういう情報源がホームページにあったということをお認識いたしまして、その効果が発揮できました。

このような効果が出ているということでございます。

それから、三つ目の「目指した戦略目的と、現状から見えてくるこれからの課題と、対策」についてでございますが、非常に町の魅力発信、情報の発信という目的に対しまして、今、議員さんのほうから数々の指摘や提言もいただきまして、非常にいいことばかりだと思っておりますが、それにつきましては、順を追って簡単にお答えをしていきたいと思っております。

まず、「施設案内」の図書では、リンクすると先が見えないということがございましたんですが、公民館と地域交流センターという、この2カ所の図書室のあわせて利用案内をするように、一部手直しを行わせていただきました。

それから、商工労働につきましては、非常に幅広い内容でございますので、担当課のほうについては、議員さんのおっしゃる工夫をするように指示をいたします。

それから、具体的に、だんだん示されていくというような形をとっていきたいと思います。

それから、消費生活につきましては、相談先としての町の役割を表示して、専門的な内容につきましては、県の消費生活センター、あるいは国のほうの相談受付機関へ案内するようなリンク先というのを設定をいたします。そういう形で対応をしたいと思っております。

それから、「国民保護」は、周辺事態（武力攻撃）、あるいはテロ対策としての国・県・市町が連携して、対応をすべき内容なんですけども、これは国家的な取り組みという観点から、内閣官房のサイトが具備されておりますので、町のホームページからはもう削除したいと考えています。

それから、次に効果が期待されるものとして提案された我が町にとっては、一番重要なところであると思っておりますが、地場製品の販売促進、それから校舎の跡地利用につきましては、これからリンク先の開示の幅を広げるように、前向きに検討をしていきたいと思っておりますので、また結果を待っていただきたいと思っております。

それから、「ふるさと納税」と「ふるさと寄付金」。この二つにつきまして、相手方の目線に立って、今後はふるさと寄付金ということに統一をいたしたいと思っております。また、他の市町村におきましては、何億円、何千万円という、非常に景気のいい話があって、度会町本当に取り残されたように思っております。財源の確保ということで、非常に厳しい中で皆さん努力をされていると思っております。我が町としては、その数字から見ると、本当に努力が足りないのかなということも思いはございますが、前も申し上げたと思うんですけど、私のこれ、非常に本心は、「ふるさと寄付金」というのは、ふるさとを思う人がやるべきであって、地域特産物を販売して、直売するのとは、また別の角度かなと思うんですが、このごろ米20キロとか、大きなことになって、とにかく特産物のPRできたらええやないかということで、住民税、所得税に対象にしている町村が多いんですけども、国のほうは、制度をつくったにかかわらず、最近ちょっと警告的な要素が強いと思っております。私も行き過ぎの理論は、私はこのふるさと基金に対しては、やはり自分の故郷、生まれ育った故郷で入れていただくというのを、思いが一番素直なことで、1万円の金を入れていただいても、私はその方の行為は100万円以上に値すると思っておりますので、これをもっと積極的に進めれば、恐らく、今の三百六十何万円言われましたけども、も

っと伸びるのはもうわかっておりますけれども、できたら正攻法で攻めて、施策を、ふるさとの趣旨から、もとにしてインターネットをそれぞれついて攻めて、これから積極的にいきたいと思っています。特に、お礼の品物でございますけれども、度会町といいますと、どうしてもお茶という特産品。そして、また特産品の幅が余り、よその町村と比べても少のうございます。これはもう事実でございますが、しかしながら、どんな形でも、これから議員さんの言われたように、後ほども答えの一角にさせていただきますが、ストーリーというのが大事になってきますので、地域特産品の販売も、やはりストーリーをつけたような感じ。特に、安全安心、付加価値は安全安心だということを高めていく必要があると思っていますので、多様な品物を送っていく中で、特産品を安全安心の中で小さな産地として進めていきたいという気持ちの中から、なるべくこの特産品につきましても、金額というよりも内容について、一層の工夫をしてまいりたいと思いますので、ふるさと納税につきましても、そういう観点から進めたいということ、一つ原点を認識をしていただきたいと思っています。何が何でもやろうということになれば、工夫というよりも策は打てるんですけども、正攻法から攻めていきたくておりますので、非常に300万円の論議は足りませんが、だから、今、1件で100万円、100万円というのを言っただけ、非常にふるさとを思っている方もおりますので、そういった人の気持ちを大切に、この国の制度を今後も進めて、度会町の財政に寄与してもらうような施策を持っていきたくております。

次に、「起企業支援と誘致策」としての活用でございますけれども、政府や商工団体、それから金融機関の持つ支援策への誘導を行って、企業誘致策としての施策を進めるために、開示というのを、これまでの関係協議会のホームページの開示に加えて、度会町独自の案内も、これからしていきたいなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、「遊休農林地」の活用につきましては、町ホームページのバナー広告企業との意見交換についての御提言をいただきました。これにつきましても、となりの大台町とか、そういったところでは、非常に一流の企業の名前が出てやっておられる。内容については、まだちょっと詳しいことは勉強しておりませんが、こういったことの中で、貴重な提言をいただきましたので、問い合わせをするところから、話し合いということから始めていきたいなと思っておりますのですが、これも地域の実情と、いろんな地理的条件、地形的条件も踏まえて、考えていきたい。これだけの遊休農地の利用だけじゃなくして、工場誘致のことも考えた中で、厚みを増して進めていければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、観光については、少々お褒めをいただきましたんですけども、まだまだ足りないというのは、全くそのとおりでございますので、その内容を検討するに

加えまして、特に平成26年度は、議員さんのおっしゃるように、もう一つ、このサイトの、いわゆる内容を濃くするような作業、あるいは厚みを増すことに取り組もうと考えて、各課に指示をしたいと思っております。

日帰り観光施策の一環として、これまで地域資源を守る会の皆さんが、調査資料とか、写真をつくっていただき、また、町内の石像、石物調査においても成果を出されましたので、そのデータをここに貼り付けをして、具体的なことですが、サイトの訪問者に対して、町内の隠れた資源を、より持続的に資源を深く、詳しく紹介をしていきたいと、このように思っています。

それから、「空き家対策」の活用でございます。これは国も施策が具体化になってきておりますが、町民の皆さんの意識の面と、それから実際の空き家の状況です。前も申し上げましたが、結構、町内の空き家につきましては、一部はありますけども、今の状況の中では、非常に中途半端でございますが、各個人の方が、自分の所有地と借家として、貸してからいってしまう業者との話でということも出ておりますので、そういう所有権の問題等の課題もございますし、また、環境ではやはり荒れててぼろぼろで落ちていくというような感じで、あれが台風、あるいは突風で飛んできたらどうするんやというような、いわゆる環境を乱すということの問題もありますので、そういった面を含めまして、入り口である調査に踏み切れたなということで、慎重に今後、検討をする必要があるかと考えております。

それから、「買い物難民対策の仕掛けづくり」についてでございますが、非常に難しい問題だと思います。これは対象者のニーズに対しまして、行政だけではできませんので、行政と事業者。この事業者がやはりこの町内の関係とか、私どもとの話し合いでうまくタイアップができるのかという形。そして、地域の区の民さん方、いわゆる消滅していくような地域、買い物にもいけないような地域と、そういったことの皆さんと一体となって取り組むというのが、大体、買い物のイメージでございますので、今後、それは検討課題として、その地域の中の話し合いの中で、そういった買い物が全く不便で、利便性以上のものがあるということになれば、そういった地域の中のグループが発足するとか、リーダーがでてきたということになれば、積極的な仕掛けを行って、インターネット上でも、そういったことに踏み切っていきたいと思っておりますが、受け皿とやっぱり、それから維持、運営です。そういう面が非常に、まだまだこの度会町の中では、もう本当に買い物に不便することになると、ああいったことも思い切って出てくるんやないかと思っておりますけど、今のところ中途半端なところの中での模索というような段階ですんで、今後、そういった高齢化の波もよく見ながら、検討課題としていきたいと思っております。

以上、個々の御指摘の回答を簡単にさせていただきましたが、全体としましては、やはり町の全職員が住民の目線に立って、町政の情報、暮らし、ガイドなどをお届

けする意識を持つこと。私が日ごろからよく言っています役場の職員ですから、各課ではなくして、町の行政に住民さんが求められることを答えられるためには、全体の共有認識を持つということの意識を、やはり持つということ。それが今言ったような、そういった結果につながると。

また、ニュースやとか、新着の情報というのは、的確にやはり出していくということを積極的にやっていこうと。

そして、また定期的な各種の申請とか、あるいは許可書を役場に来なくても、説明とか、申請ができるような道具としての活用ができることを、今後目指していきたいと思っております。一步一步やっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

細部にわたりまして、いろいろと御検討をいただけそうでございます。ありがとうございます。

町長さんの言葉の中にもありました。IT、ITと申しますけれども、所詮は道具、されど道具、やはり今もお答えいただきましたように、このネット上にアクセスされる方が、何十万件ということなんです。実際に、役場の窓口を訪れる方が、それだけあるかといえ、ないんではないかと思っております。実際に足でもって訪れる方が、されど道具でございます。インターネット社会に立ちおくれることなく、対応をしていただきたいと思います。

もう一つ、町長さんとちょっと物差しの違うところがあるのは、ふるさと納税の話につきましては、されど1億円です。1億円を寄付をいただいた市町がございます。1人の職員がたとえ、例えば担当していたといたしまして、知恵を出して1億円を寄付をいただいたとなると、それはそれで大したもんだと、そのような私は物差しを持って、物事を一部では見たいと思っております。確かに、町長さんが言われるような国の制度、その神聖なる心に対するお礼の気持ちは忘れてはなりませんけれども、そういう物差しも必要ではないかなと思っております。

やはり人の数は足りなくても、町長さんが先見性を持って、目標を示し先導すれば、人は啓発され、自己を磨き力を発揮するものです。やはり道具をうまく使いこなすのは、職員の皆さん方、人だと思っております。

同時に、権限を持つプロジェクトチームを編成して、また外部の専門家の知恵を借りることも必要です。専門的な知識、知恵を持った人が、足元の町内にも潜在しているものと思っております。若い人の力を得ることは、未来につながるまちづくりにつながると思っております。どうか、よきIT戦略の再構築をされるようお願いをいたしま

して、次の質問に移ります。

二つ目の質問。福祉業務名と建物、場所の表示が混同されがちだ。よい思案はないのかとして、質問をさせていただきます。

社会的弱者に対する福祉業務名と、建物、場所の名前が混同されがちで、わかりづらい。これには国による政策が生まれたときに用いられた行政用語がそのまま使用され、仕事の名前と建物の名前が、よく似通ったものになっていったものと思われれます。行政の一端に置かれる私にも、なかなか覚えづらく、理解しがたいものがあります。広報わたりや役場機構表に表示されているものを、拾い上げてみました。地域包括支援センター、地域交流センター、地域福祉センター、地域地域と名前がついております。建物の名前か、仕事の名前か、ようわからんところがございませぬ。

さらに、保健センター、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、障がい者支援センターとあります。私の理解力、記憶力では全くどこで何がなされているのか、考えれば考えるほど、わからなくなつてまいります。例えば、地域包括支援センター、この表現は言い得て妙なりです。実にうまく言ったものだと思います。これで全ての支援が受けられそうです。ところがそうはまいりませぬ。ほかにも協業センターは、不登校対応の場となり、生活改善センターは、寿学園や福祉活動の場となるなど、しっくりこない。時代にそぐわない名前となっています。誰の責任でもありませんが、長年の経過により、町民目線から遠ざかり、よく似た名前が重なってしまった感じを、強く受けませぬ。最近の傾向といたしまして、自主財源の確保の視点で改名し、企業名をつけた公共施設が誕生しております。こんなことも参考に建物名だけでなく、仕事の名前も、その内容が親しまれるようなよいアイデアはないのか。質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 登議員さんの非常に混同しがちな状況でいかと、いい思案はないかという質問で、全く私も最初ときは、非常に理解に苦しむ施設でございませぬ。特に、大事な社会保障の中での医療福祉についての名称というのは、大変難しいものがございませぬ、ましてその存在場所と、業務内容とが、なかなか一致しにくい、類似のものもあるということは、もう事実でございませぬ。確かに、それぞれに何々センターというような名をつけておりますので、住民の皆さんからしても、実際の建物の数と何々センターの数というのが、非常に整合をしておらず、施設名そのものであったり、同一施設内で実施をするというようなものであったり、わかりづらくなつておりますので、この際、今、私も勉強の傍ら、登議員さんの質問に対して、一般の皆さんにも少しでもわかるように、まずは行政上の説明からさせていただきますということで、場所の区分として、今の役場の周辺と旧役場、そして

旧小川郷小学校の3カ所に、福祉関係のセンターがございます。

それから、今の役場の周辺ですけれども、担当となる福祉保健課と、福祉センターと、地域福祉センターというのがございます。

それから、旧の役場の敷地のほうでございますけれども、これは地域交流センター、それから登さんおっしゃったような協業センターも入っておると思います。

それから、旧小川郷小学校には、昨年から障がい者相談支援センターというのが、一部配置をされています。ここまでが施設の名前と、まず場所が一致しておるものなんです。

それから、次に施設内での業務としてのセンターの設置ですけれども、福祉保健課の中に、地域包括支援センターが置かれてまして、地域福祉センターには、指定管理者としての社会福祉協議会というのが入っております。

それから、旧役場のほうの地域交流センターの中も、放課後児童クラブ。これは小学校の1年生から3年生までの、いわゆる両親が仕事で預かっていただきたいということの期待に応えての施設。それから、子育て支援センターというのが、これが乳幼児、保育所に行っていない方の子育て支援センター、この二つを運営しております。

この子育て支援センターの業務には、ファミリーサポートセンターというの、また一昨年からやっております、子供が何かあったときに、病気があったときに、仕事に行かんらんという親御さんが預かってほしいということを書いて、じゃあ預かってあげましょうという民間の方と、預かってくださいという依頼者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う業務のファミリーサポートセンターというのがございます。

それから、今、先ほどいいました旧小川郷小学校の中に、一部を活用しまして、障がい者相談支援センター。通称「ブレスわたらい」を設置をいたしております、障がい者の相談に乗っております。

非常に今いいましたけれども、わかりづらいと思います。なるべく用語を何回も読んで、自分の具体的なことがあると、すぐわかるんですけれども、住民の皆さんに余計わかりづらいと思いますけれども、これはやはり私もそう思いますけど、国と県の施策と連動させるという必要性がありますので、安易に名称変更というのはやることのできませんので、今後、役場内の施設と組織と、そして目的の案内というのを、やはり度会広報とか、先ほどのホームページ、看板といったもので、表示でどんどん通じて行って、より皆さんがわかりやすいような形をとっていきたい。そして、また知恵を出し合って、この対策を講じていきたいと思っています。

ただ、一方では、住民の皆さんにやっぱり覚えやすく、親しみやすいという名前にすれば、先ほどのふるさと納税も一緒ですけれども、利用度が上がるんやないかと。

私もできたら親しみのある名前をつけられたら、つけたいと思っていますので、ルー尔的に許されるものなら、今後そういったかた苦しい名前のところへ、もっと住民の皆さんが活用しやすいような、寄っていきやすいような名前をつけるというふうな工夫は、やっぱりやぶさかではないと考えておりますので、それが可能かどうかを含めて、それぞれでまた検討を加えていきたいと思ひます。

ちなみに、そういったこととよく似ていますが、私の今までやらせていただいた施策の中で、旧一之瀬小学校の改修トイレ、それから旧小川郷小学校のトイレ、昨今、完成をいたしました。

また、この皆さんに予算審議をいただいております、平成26年の大久保地内のトイレにつきましても、担当課のほうへ、トイレやからなるべく親しみのあるような、きれいな美しいところだというイメージで、皆さんに立ち寄っていただけるような名前を考えるよう指示をいたしておりますので、そういったことを一つの発起として、今後、この名称も一つでもそういうことができたら、なるべくなじみやすい名前に検討をつけ加えていきたいと思ひますので、一つ御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

さすが頭のよい町長さんです。全て理解をされている。懇切丁寧に御説明をいただきました。

ただ、私、福祉担当課長を除いて、ほかのここにお見えになります幹部職員の皆さん方に、今の町長さんの説明が、みんな理解したんか。一遍試験をしていただきますと、もっと親しみやすい名前をつけたらいいんやがなというような発想にいくんではないかなと思ひます。どうか、今後とも町民目線でわかりやすいような組織やら、名前に改名していただくことを御検討いただきたいと思ひます。

最後の質問に移ります。

3番目、消防団員の確保対策と団員の交流を深め、減災に寄与する施策について、お伺いをいたします。

ちょうど3年前、東北地方の大震災で、消防団員の方々が見せてくれました尊い活動は、私たちに感銘と感謝の気持ちを呼び覚まさせてくれました。

また、つい先ごろの町内住宅火災では、尊い人命が失われました。心よりお悔やみ申し上げます。

続いての林野火災、立て続けに起こった二つの町内火災に、団長をはじめ、関係団員の方々には、夜にかけての厳しい寒気の中、消火活動に携わっていただきました。常日ごろ変わらぬ非常備消防、度会町消防団活動に感謝申し上げます。

さて、高齢化や自営業の減少など、本町が置かれる社会情勢の中で、定員155名の団員の確保。5分団組織の確立に尽力されていることと思います。

次の点について、お尋ねいたします。

まず、団員確保の現状と課題。

次に、課題解消に向けての将来展望。このことにつきましては、条例に定めます基本的な18歳以上の団員の確保対策は、町長さんにお尋ねすることといたしまして、これとは別に、人口減少の進む中で、新しい消防活動の一助となるよう、私は次の三つの提案をいたします。

一つ、女性団員を募り、団活動の後方支援を担っていただく。

二つ、以前存在した役場職員による防護団に代わる体制整備。

三つ、自主防災組織の中に、消火器消防隊なるものを結成し、ある種の消防活動を担っていただく。消火栓活動も扱えばええのですけれども、訓練など難しい面があり、それより初期消火に効果を発揮する消火器がよいものと思います。

これら三つの提言につきましては、団活動を活性化させるとともに、自助・共助の心を養うことにつながるものと考えますが、この私の提案に対する御所見もお伺いいたします。

最後に、団員の交流を深め、減災に寄与する施策について。団員の交流を深め、減災に寄与することを目的に、崇高な奉仕の精神にすぎただけでなく、いわゆる「出動手当」の項目に、日ごろの「・可搬ポンプの点検」、「・消火栓ボックスとホース格納箱の点検」、「・自主防災活動の助言指導」、「・高齢者世帯の防火指導」などを加えることを提言いたします。このことが、団活動の士気を高めることにも通ずるものと思いますが、いかに思われますか。

以上、私の提言を交え、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの登議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

消防団員の確保対策、あるいは減災に寄与する政策云々でございますが。

まず、団員確保の現状と課題について、お答えをさせていただきます。

現在の度会町の消防団の方々、「度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」で定められている定員が155名となっております。平成20年、平成21年度には、154名でしたけども、その後、平成22年から平成25年までは155名と、条例の定数を満たしております。当町の消防団におきましては、手続上は、団員がまず退団をするときには、後任者を定めていただいてから手続をいたしているというところがございます。人口減少のあおりを受けまして、後任者を探すことが非常に難しい状況にあるということも伺っております。そんな中で、今のところは団員皆さんまた、地元の住民の皆さんの御協力を得て、定数の充足という155名の結果

が出ておりますので、ひとまず安心をしているところでございます。

また、特に、この消防団員の皆さん方は、本業を持っておられて、その傍ら、やはりそういった住民の皆さんの生命と身体と財産の安全安心を、非常に守っていただいているということで、日ごろからこの場をおかりして感謝を申し上げたいんですけども、よく頑張ってくださいしております。

また、本業を持っているゆえに、やはり消防団員の方々は、それなりの限度というものもあろうかと思っておりますので、そういったことを自主防災とか、あるいは今の広域消防の度会出張所の皆さんと連携してということやっていきたいというんで、団員の確保は、やはり定数は一定で維持をしていきたいという意向でございます。

また、続きまして、その課題の解消に向けての将来展望としての新しい消防活動。今の団員では、なかなか次の後が、困難きわまるんやないかという御心配もいただいております中での、その消防団員、女性の団員についてでございますけども、消防団の中で、女性消防団の活動ということになりますと、おっしゃるように男性団員の活動の後方支援や、それから消防団員の募集、また防火の普及の啓発の活動といったことが、主な活動状況で、近隣町村を見てるとそういったことを中心にやられているんやないかと考えるところでございます。先に説明をいたしました。現在の交替方法が困難になるということになれば、女性の消防団員を新たに含んだ組織にする必要はあると考えておりますが、今のところは、こういったところで自主防災といった34字2地域立ち上げていただきましたんで、これの充実化も含めて、消防団員の不足になったときの形で、女性の消防団員を検討していきたいと思っております。

また、啓発活動以外に考えられることは、災害時の後方支援である「炊き出し」といったものにつきましては、やはり女性の方が非常に中心になられますけども、これにつきましては、やはり各字で決めていただいております。組織していただいております自主防災の方へお願いをしているところでございます。

次に、役場職員による防護団についてということ。この質問も、規則に定める防護団というのは、現在、結成はされてない状況でございます。また、防護団を設置するまでもなく、職員は全てもう言うまでもなく、災害の火災等の規模に応じて出動する体制というのは、整えております。また今後、その起こりうる大災害に備えまして、行政と消防団、それから自主防災会が連携することというのが、やはり地域を守る大きな力となると考えておりますので、職員の訓練も内容を充実させていきたいと考えております。

次に、「消火器消防隊について」の提案でございますけども、当町では、全ての区自治会において、自主防災組織が結成されておまして、その規約の中に活動する役割というのを、明確にするため組織を編成していただいております。そこで、

議員さんがおっしゃったような消火班も位置づけをされております。消火班の役割としては、平時には、初期消火訓練や消防水利等の点検、それから災害時におきましては、先ほど言われましたような初期消火活動を行うことと明記をされております。いざというときには、恐らく消火器だけではなくして、消火栓や、また消火のポンプを、誰もが使用できるようにしておくということが、基本的な自助・共助の強化になると思われまますので、まず、その組織表の認知度を自主防災の組織度を高めまして、防災訓練等で普及啓発をして、みんなが一人でも多くの方が、そういった消火栓や消火ポンプが作動できるように、努力をしてまいりたいと考えております。

それから、出動の手当ということがございましたが、現在、出動としましては、「火災や災害時における消火活動や、避難の誘導活動」、それから「可搬のポンプ、消火栓のボックス格納箱の点検」、それから「防災訓練時における自主防災活動の助言指導」ということについての活動は行ってございまして、出動手当の支給対象となっております。ただ、一つだけ、御指摘のある「高齢者の方々の世帯の防火指導の活動」につきましては、これはちょっと対象外になっております。行っておりません。しかし、提案があったそういったことも含めて、これから指導や話し合いを行うことによって、お互いの地域での信頼関係というのが生まれますので、不測の事態におきましては、迅速に対応することができて有効になると考えております。したがって、今後は、議員さんおっしゃった高齢者世帯の防火指導、それからそれだけでなくして、これもそうですけども、消防団の士気が向上するという意味で、出動手当というのは、先ほど言いましたように、やはり本業がありまして、限定もありますんで、出動手当を上げて士気を高めるというところまで、直接はいきませんけども、消防団の士気が向上して、地域の方々が安全安心で生活を送れるような活動内容については、今後は消防団の幹部の方々、消防団員の方々と調整をして、検討をしてまいりたいと考えておりますんで、以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

改めまして、度会町消防団の方々に感謝を申し上げます。都合によりまして退団するときは、かわりの人を見つけながら御努力を願っております。155名の体制が整っているとのことでございます。安心をさせていただきました。

ただ、一つ自主防災活動にしろ、役場の職員の皆さん方にしろ、なかなか消火栓をうまく扱える技術を皆さん習得されているかどうかといいますと、少し疑問を感じます。どうか常日ごろ職員の皆さん方も含めまして、実際に現場で活動され、訓練されることを御期待申し上げます。

また、先ほど消防庁は、全面的な消防団の装備の見直しを行うことを発表いたし

ました。その中の一つとして、救命胴衣が上がっていました。宮川一之瀬川に沿った道路の冠水時における救助活動を考えたとき、私はこれは大切なものだと思います。また、本町では、消防ポンプ庫は、一部を除き各班の所属する区の建物として位置づけ、町は補助する側に立っております。果たしてこれが本来あるべき姿か、検証が必要だと思います。ほかにももっと接続しやすい、利用しやすい消火栓への改良など、本町も消防防災関連予算を惜しまず、消防団活動に必要な装備の充実に心がけていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時12分休憩)

(10時23分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番 濱岡裕之議員。

《4番 濱岡 裕之 議員》

○4番（濱岡 裕之） 4番議員の濱岡裕之です。

ただいま中村議長の質問の許可をいただきましたので、通告書に沿いまして3件の質問を、中村町長あてにお願いをいたします。

先ほどの登議員の一般質問とも数カ所におきまして、ちょっと重複する場面もあるんですが、その点に関しては御了承をいただきたいと思います。

三つある質問の中で、最初の質問1、旧一之瀬小学校の利用と活用について。

二つ目、緊急時における携帯電話の圏外エリアの通信対策と山林など、個人や法人の財産の保護対策について。

三つ目、町管理の橋梁について、の三つの質問をさせていただきます。

まずはじめ、一番目の質問でございますが、旧一之瀬小学校の利用と活用についてということで、中村町長に質問させていただきます。

一之瀬小学校は、明治6年に設立され、平成20年3月をもって閉校となりましたが、この間、134年という長い歴史を、平成20年3月末で終わることになりました。ここ最近の話では、福祉関係の施設の利用の話がございましたが、地元の同意が得られないということで、話がまとまらなかったという件に関しましては、承知をしておりますが、平成20年3月末の閉校から、現在までの利活用の問い合わせ等に関する状況と、今後の見通しについてをお聞きいたします。

それから、町側からの積極的な働きをその間行ってきていただいたかどうか、具体的にいえば、何件ぐらい交渉があつて、現在に至っているとか。町のホームページ等での積極的な告知をやられたかどうかという、そういった点に関して、まず、

ここまでの質問をさせていただきますので、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいま濱岡議員さんから、旧一之瀬小学校の利活用について、それから今後の見通しについて、御質問をいただきました。

閉校以来、現在まである程度具体的な利用申し出というのは、議員さんおっしゃるとおり、福祉関係で2件の申し込みがございました。

まず、高齢者の福祉関係、それから障がい者の福祉の施設としての利用目的でございます。このうちの議員さんもおっしゃってみえましたように、障害者の福祉施設につきましては、相当町のほうも力を入れまして、地域の皆さんへの説明まで進んで、事業者の方も積極的にやっていただきましたけども、残念ながら御理解を得るまでに至りませんでした。それから以降は、子供たちを主体とした研修の体験施設としての活用の問い合わせ等が2件ございます。

まず、この時点では、現時点では、その計画というのは、具体化までは発展はしておりませんし、これからまだ努力をしていかないかなという思いでございます。議員さんの皆さんをはじめ、地域の方々に相談できる内容に至っていないところを、これからいろいろと検討を加えていきたいなと思っています。

それから、町からの積極的な働きかけがなかったんかということでございますが、今までは、オファーで受け身ということで、皆さんにも申し上げたと思いますが、昨年か、一昨年ぐらいにこちらからも働きかけをさせていただくということをはっきり申し上げましたけども、非常に億劫になってしましまして、やはり先ほどの申し上げましたように、問い合わせのオファーの場合、相手方に対して、またその後の進みのぐあい確かめて協議を深めていくというのが、どのタイミングでやるかというのは、非常に難しいなという思いがございまして、まず、何よりも一番は、まず地域のため、または地域の皆さんの地元の理解が得られるものであることが、最重要であるというような認識を、私がいたしましてから、ちょっと方向転換をしまして、慎重に進めていきたいというふうな形にかわってしましまして、自分からの働きかけで、例えば、前も雑談の中では申し上げたと思うんですけども、宿泊の体験施設とか、あるいは小学校、中学生、大学生までを通じたクラブの関係での一定シーズンの利用と、そういったことを積極的に働きかけていきたいなと思っておりましたんですけども、やはりそれをやるには、維持運営を考えると、改修とか、そういったもの。例えば、具体的に言いますと、シャワー室とか、そういった宿泊をしていただくためには、それなりの責任を持った施設があると。それから、また維持運営をやらなきゃならないということになりますと、どのタイミングでどのように図って、地元の方にと協力をいただくかなというのが、非常に私自身が迷

ってしまいまして、今の状態の中で、現状に至っております。

それで、先ほど登議員さんの御質問もありましたように、ホームページの活用を含めて、今後はちょっと切りかえて、この平成26年度には、私の思いでございますが、逆にこちらから積極的に働きということではなくして、こちらから一応、公募制をとって、広く、私どものこういった旧の学校の跡を利用活用していただかせんかというような形の賃貸借を含めた、そういった呼びかけ、問いかけをするような方向も選択をしていきたいなと思っています。いわゆる不特定で呼びかけをしていくようなことを、インターネットでやっていきたいなと思っております。こちらから宿泊体験施設からということで、トップセールでいこうという気は持っておりますけれども、地元の皆さんとのやはり理解・協力をというものが、非常にタイミングが難しいなということで、そこら辺もよく加味した上で、これから自分からの議員さんがおっしゃる町からの働きかけとしては、インターネット上から、そういったことを考えていきたいなと思っています。

その際には、一之瀬地域の区長会はじめ、議員の皆さんにも御相談を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そういうことで、まず、今言いましたように、町主体での利活用につきましては、現在、公営による活用は描いておりません。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 濱岡議員。

○4番（濱岡 裕之） 積極的な働きかけに関しましては、ホームページを活用ということで、答弁いただきましたが、私が、今ちょっと心配をしております点は、伊勢市内の小中学校の統廃合計画があるということで、その計画を見ておりますと、第1期と第2期にわかれておるんですが、1期目としまして、平成28年度までと、それから2期目として、平成33年度までにとということで、伊勢市さんのほうが計画があるわけですが、それによりますと、新設の校舎が6校舎により、現在ある20校舎が廃校舎となるというふうなことが書かれておりました。

また、隣の南伊勢町におきましても、今月末で廃校となる小学校が4校あるということから、そういったそれらのことからしますと、この旧一之瀬小学校の利活用については、時間が経過すればするほど難しい状況になるものと考えております。

そこで、現在、度会町では町長の道の駅構想が進んでおるわけでございますが、その完成の日時や、金額的な部分は、今現在はっきりしておりません。そこで、一つ提案として、別に新聞のコピーの資料を添付させていただいていると思いますが、和歌山県の北山村、ここが人口が471人ということでございますが、山間の村のようですが、この村が昨年7月に村営のコンビニエンスストアを開店させたという記事が載っております。その地域につきましても、当町と似通った点もございませ

て、高齢化が進む地域の重要なインフラの一つになっているということが、新聞の記事で紹介されておりました。日本全国的なことをございますが、過疎化と少子高齢化、当町では、またそれに加えて、増える買い物弱者の状況にありまして、度会町におきまして、そういった全国で初めての村営のコンビニというのが紹介されておりましたが、そういったことも十分に検討に値するものではないかなと考えているところをございます。そういったことによりまして、高齢者の方々に対しては、心の部分におきまして、救済策の一つのなるものと思われま。

また、小さな店舗にはなるかと思いますが、そういったものを一つの小さな核として、合わせて平成の御用聞き的なことではないですが、宅配サービスなんかも知恵を絞って、考えていけば可能ではないかなと考えております。

先ほどの登議員の中でも、質問の中でも、ホームページ、インターネットを利用したの買い物とか、そういった話も出ておりましたが、こちらに関しまして、より具体的な形での成果が出るのではないかなと考えております。

それから、次に町長も言ったスポーツのグラウンドの利用とか、そういった話も先ほどちょっとおっしゃられておりましたんですが、また別の視点で、2020年には東京オリンピックが開催されるわけをございますが、国民全体の気持ちの中で、スポーツに対する関心が非常に高まってきております。そういった観点からも、例えば、その旧一之瀬小学校の近くには山村広場、栗山グラウンドも本当に近くにあるわけをございますので、そういったものと併用する形で、例えば、ホッケー等のスポーツの合宿先等の利用とか、そういったことも考えられないかなということで、提案をさせていただきます。

また、あわせましてスポーツだけではなくて、学習とか、文化的な利活用ができないかということで、小学校のある場所は、非常に、特に冬場なんかですと、星空のきれいな場所でもありますので、そういった観点から、星の観察等の拠点のような利活用ができないものかということも、提案をさせていただきます。

それから、今、町長が推進されております町内の日帰り観光の中の一つの中で、近隣町である大紀町では、廃校舎を利用しました野原工房元気村というような、地域の交流の拠点としての利用が、もう既に行われております。こういったことも非常に参考になるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった、また町内では地域資源を守る会を中心にして、いろんな地域資源の掘り起こしも、今、進められておるところをございますので、そういったこともあわせまして、拠点化の一つとしての取り組みにも寄与するんじゃないかなと思いますので、何点か、複数でちょっと申し上げましたが、その辺のところを、再度町長の御意見をお聞きしたいと思ひます。答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） すみません。ちょっと質問の境界がわからず、先ほど私のほうで走り過ぎまして、申しわけございませんでした。活用とあの辺は、大体一体化で考えていますので、よう似たもう関連の全体かなという思いで、次の質問も一緒に頭に入れておまして、申しわけございません。

まず、2番目の質問という、3番目の質問で、町主体での利活用ということですが、先ほどもちらっと申し上げましたけども、現在の結論から申し上げますと、公営による活用というのは、今のところ描いておりません。

それから、これまで一之瀬川流域の同様の施設におきましては、旧小川郷小学校を、先ほど登さんのときにお答えしましたように、一部福祉のプレス相談所と、それから町の資料館の郷土資料館を移転ということで名称をかえまして、町のふるさと歴史館という名前で活用していくこと。

それから、旧南中村保育所を社協の施設の連携所として活用しておりますが、この旧一之瀬小学校については、今後、民間の企業とか、あるいは各種団体による活用を、引き続き、求めてまいりたいと基本的には考えております。そんな中で、次の、具体的な非常に議員さんのおっしゃるとおりだと思いますが、栗山グラウンドを利用したホッケー、あるいは、スポーツ施設、それから星座の観察等に特化したようなという考え方。あるいは、野原工房元気村のような活用の仕方、それなりにやはり地域に対して寄与されているし、利便活用がされているんだと思って評価しております。非常にまたいい御意見だと思います。

ただ、もう一つ日帰り観光の拠点でどうだということも、これももちろん御意見とアイデアとしてはすばらしいと思います。ただ、実情とか、それからこの度会町の事情も考えまして、その提案につきましても、やはり全体にいえることなんですけども、その地域の盛り上がりとか、住民の皆さん方の考え、思いが、ある程度集約されているということが必要であることと。また、野原元気村のような形で、強いリーダーがやっぱり発揮する方が出現するというのも必要かなと思っています。行政の主導型だけでは、なかなか笛吹いて踊らんでもないかというのが、こういった類の政策ではないかと考えています。したがって、その下支えがないと、継続的な運営というのができませんので、議員さんの非常にすばらしいアイデアを利用して、今後、私のちょっと今、トーンが落ちておりますけども、宿泊体験施設ですか、そういったもの等のことも、また考えていきたいと思っていますし、また、先ほどの質問と重複しますけども、オファーということではないんですけども、議員さんのおっしゃるような性質のような施策の利用の仕方としては、農業の体験施設というのではどうかという引き合いもございました。これも、今のところ、具体的などころまでいっておりませんが、まだ消えたわけではないと思っていますので、そういった旧一之瀬小学校を、議員さんのおっしゃったような日帰り観

光の拠点というところまではいかないと思いますけども、日帰り観光で一之瀬城址とか、あるいは、そういう歴史的なものがたくさんございますので、そういったことを両方と連携させながらの、一之瀬の利用、地域の交流も含めて考えていきたいと思っています。

しかし、基本的には外からの活用を求めるという方向でいきたいと思いますので、先ほど私が申し上げましたように、平成26年度には、インターネットで特定の方々ではなくして、利用していただけませんかというふうなオファーを出してみたいと思っています。そんな中で、いろんなオファーがありましたら、今のような宿泊施設とか、農業体験施設、あるいは福祉施設、議員さんのおっしゃるような日帰り観光との連携とか、そういったことが一緒に噛み合ってきて、起爆剤になれば、具体的な方向になると思いますので、まず仕掛けとしては、インターネット上で、平成26年度にはやっていきたいと思いますので、それが出ましたら、先ほど言いましたように、非常にタイミング、地元の理解と協力を得るタイミング難しいございますけども、何とかそういったタイミングがうまくくるようであれば、平成26年度にそういったことを方向性で頑張っていきたいと思っています。基本的に、私の考えは、この今の結論が、私の旧一之瀬小学校跡地に対する現時点の考え方でございます。御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 濱岡議員。

○4番（濱岡 裕之） 答弁ありがとうございます。

やはりいずれにいたしましても、踏み出す第一歩は、やっぱり行政の下支えが必要になろうかと思っていますので、今後ともまたよろしく願いたいと思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

緊急時における携帯電話の圏外エリアの通信対策と、山林など個人や法人の財産の保護対策についてということで、お聞きをいたします。

登議員の質問の中にも出てきておりましたことと重複をいたしますが、先月2月25日午後3時過ぎに一之瀬地区の川上南部水源地の横で山林火災が発生をいたしました。消防団員の方々の迅速な消火活動によりまして、午後5時40分ごろの鎮圧、午後6時40分ごろの鎮火ということでございましたが、今現在も発生に関しましては不明であるということでございます。最近、一之瀬地区だけかどうかはちょっとわからないんですが、一之瀬地区におきましては、山林内の岩場に、岩登りというんですか、ロッククライミングというんですか、そういったことを目的にしまして、多くの他県ナンバーの車が入ってきておるのを見かけることが増えてきたと、地元の住民の方がおっしゃってられるわけでございます。そうしますと、どうしてもやっぱり、人がたくさん入ってきたりしますと、たばこの火の不始末等も非

常に心配になってきております。岩登りとか、そういった部分に関しましては、禁止はできないまでも、人の財産である場所に、遊びに入ることには、それなりのマナーが必要であると思います。

また、町内は85%以上が山林であると、つねづねお聞きをしておるわけですが、民家から少し、もう数キロ離れてしまうと、携帯電話での通話、通信が不能エリアになってしまいます。広い度会町でございますので、携帯電話が利用できないというふうなエリアが圧倒的な多いものと思われるわけですが、そこで、町として、緊急時の通信確保についてお聞きをしたいと思いますが、そういった部分の一つ問題解決の策としまして、昨今では衛星携帯の電話が、非常に以前よりもまして、利用がしやすくなっておるような環境であると思いますので、そういった点に関しての町長のお考えをお聞きしたいということと。

二つ目に、山林等の個人財産の保護につきましては、見回りや巡回、広報わたらい等による啓発、また看板を設置していただくとか、地域全体で監視という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういった問題もあるんだということも、全町民の方にも周知していただくような策を講じていただきたいものと考えておりますので、この2点に関しまして、町長のお考えをお聞きしたいと思います。答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの濱岡議員の御質問でございますが、まず1点でございます。

昨今2月25日に、林野火災が発生したということの関連でございますが、あのときは、大変地区の皆さん方にも御協力をいただき、また消防団員の方も出ていただいて、広域度会出張所も早くに駆けつけていただいて、事なきを得たということで、幸いだったと思いますので、心からまず感謝を申し上げたいと思っています。

その中で、非常に課題となりまして、我々もそれちょっと協議をしておりましたんですけども、緊急時における携帯電話の圏外エリアの通信対策についてということで、お答えをさせていただきます。

現在、町におきましては、携帯電話の圏外エリアの通信対策は、移動系無線でまず対応をしているのは、御存じだと思います。しかしながら、この移動系無線も役場と直接交信できる範囲が限られておりまして、昨今のような林野火災になりますと、完全に断ち切られるというふうな形でございますので、直接、交信できない場合には、適切な場所で、まず無線を配備した公用車を止めて、中継子局として配置をし、役場と連絡をとっている体制をやっておりますし、また、2月25日にはその体制をとりました。その中で、いろんな、やはりああいう非常時の場合は、大変、消防団いろんな方がたくさん山に入って、消火活動に入っておりますので、非常に的

確な情報というのを、手段、伝達が、情報が交錯するということもありまして、昨今もそういったことで、ちょっとあれというふうなこともございましたので、そういったことも考えますと、やはり限界がありますので、現在はその衛星の通信携帯の電話というのも普及しておりますので、今後、衛星の携帯電話の導入を検討するようにと考えております。体制を整えておりまして、特に時や場所を選ばずに発生する災害の対応につきましては、やはり迅速な判断を必要として、携帯電話の圏外エリアが通信可能エリアに比べますと、困難な状況が多く生じてまいりますので、その25日の後、そういった情報伝達の交錯の中で、やはり不十分だなということで課題が見えてまいりましたので、早速、反省会を行いまして、携帯電話の圏外エリアに対する災害対応のマニュアルを作成することを、担当課のほうへ指示をさせていただいたところがございますので、今後、そういったことで一つ着々と進めてまいりたいと思います。

それから、山林等の個人財産の保護対策でございますけれども、非常に難しい御質問だと思います。行政が個人の財産である、非常に広大な面積を有する森林に対しまして、具体的な行動を起こすというのには、非常に限界もございます。森林が水源涵養とか、それから空気浄化などの公益的機能を発揮する貴重な地域資源であるということを、十分強調して、先ほど議員さんがおっしゃりましたが、やはり度会町を好んでロッククライマーの方も来ていただいていると思いますので、マナーをやはり、その方々のマナーに、基本的には頼らないかなのかなという思いもございますけれども、反面やはりどうしてもある程度の規制は必要なんかなというふうなことを、昨今のことで非常に感じております。そんな中で、入山者に対して、山火事の予防とか、これはもう当たり前のことなんですけれども、倒木、投石の防止とか、そういう看板を設置して、注意を喚起するという方法をとること。

それから、地域の皆さんや、山林の作業員の方々や、町の置いております、設置しております不法投棄のパトロール委員、あるいは道路パトロール委員の活用を、積極的に考えて、そういった山林、広大な面積を有する山林に対しては、総ぐるみで守っていくことが対策になるんかなと思っています。必要であれば、もっとこういうことが繰り返されてはならないんですけども、そういうことが出ましたら、もう一つ踏み込んで、やはり規制というのも考えていかならないかなと、そのときには、皆さんと相談して、そういうルールの設定をしてみたいという考えも抱いておりますので、今後、まずは注意を喚起することの努力から入っていきたいと思いますので、一つ御理解のほどを得たいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 濱岡議員。

○4番（濱岡 裕之） 答弁ありがとうございます。

先ほどの町長の話の中にも、広範囲でやるために、なかなかいろいろそういったパトロールもなかなか難しい面はあるということは、十分、私も認識はしております。衛星携帯に関しましては検討していただくという答弁もいただきました。最近のスマートフォンが普及しているわけですが、それに装着して利用する衛星電話キットというものも手軽な値段で、何か出ておるようなものもあろうかと思っておりますので、いろいろ広い部分の面から検討願いたいと思っております。

続きまして、三つ目の質問に移らせていただきます。

平成26年7月、今年でございますが、国交省は全国の市町村に対し、5年に一度の橋梁の点検を指示するということがうたわれておるわけですが、それに沿った形だと思っておりますが、度会町の建設課のほうから、3月5日付だと思いましたが、こういう度会町橋梁長寿命化修繕計画公表資料ということで、掲示がされておる資料も拝見もさせていただきましたが、そういった中で、改めて幾つかの点に関しまして、町長にお聞きをしたいと思っております。

1番と2番と3番、三つ合わせて質問させていただきたいと思っております。

まず、町管理の橋梁の総数について、これは2メートルとか、3メートルとか、そういったもう短い橋は別にしまして、おおむねこの資料にもございますが、15メートル以上の橋梁については、町内にどれぐらいの数の橋があるのかということ、まず1点目にお聞きをしたいと思っております。

2点目に、耐震等の点検の有無、何割程度の橋に対しての実施済みか、否かをお聞きしたいと思っております。

それから、老朽化、おおむね完成から50年以上を経過しました橋であります、そういった部分での危険性のある橋があるのかどうかの認識の有無についても、お聞きをしたいと思っております。答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの御質問でございますけれども、御承知のように国交省からの平成26年度からの義務付けということで、おっしゃるとおり3月の省令の告示ということで、5年に一回の義務付けの中で、4段階にわかれて、7月からの施行に向けられて進められるということだそうでございます。そういった具体的なことが、今後示される予定になっております。度会町におきましても、それに基づいて平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を立て、平成26年度から早速実施を予定しております。議員さんの質問を順に追ってお答えをさせていただきますが、四つの点でございますが。

まず、一つにつきまして、度会町の管理する橋梁総数でございますが、66ございます。

それから、その中での耐震等の点検の有無につきましては、現時点で66の橋梁に

つきまして、全て点検済みでございまして、そのうちの高さの15メートル以上22の橋梁のうちに、対策の必要な11橋梁だけ、上部の補強の耐震の工事を完了しております。ちょうど半分でございます。

それから、老朽化で危険性のある橋があるかないかということでございましたが、現在ではこれは3つの橋でございまして、一之瀬の五郎ヶ瀬橋、それから柳橋、それから小川の旧天祥橋、この三つでございます。このいずれの橋の3橋とも今現在は、通行止めにしてございます。規制をしております。そういうことで、一応、具体的にお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 濱岡議員。

○4番（濱岡 裕之） 答弁ありがとうございます。

先ほどの町内には15メートル以上の橋梁が66橋あるということでございまして、危険性、耐震の必要性のある橋に関しましても11の橋が、まだ既に手をつけられていない状態であるということもお聞きをいたしました。またその中でも三つの橋におきまして、通行止めになっておるとい話もお聞きをしましたが、その中の一つであります、これ四つ目の質問にもなるわけでございますが、和井野地区と南中村地区をつなぐ地域交流の道路であります五郎ヶ瀬橋というのは、大正の14年に完成した橋でありまして、長さが20メートル、幅が1.86メートルという、ちょっと橋でございますが、この橋がもう何回も水害によりまして、欄干が破損したりとか、そういった部分で通行止めになっておるわけですが、最近では平成23年9月の豪雨以来、通行止めという町の対応をなされておる橋でございますが、この建設課がしております資料によりますと、平成35年度までの修繕計画が各年度ごとで、表でつけていただいておりますわけでございますが、この今現在、通行止めになっております五郎ヶ瀬橋を含めたほかの、あと2つの橋もございまして、修繕計画と申しますのか、そういった部分の計画が入っておるのかどうかということ、まず最初にお聞きをしたいと思います。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 先ほどの濱岡議員さんの答弁で、私15メートル以上の橋梁を、確か高さと言ってしまいましたけど、これ長さです。おたくが言っていたとおりでございまして、それでは、今の五郎ヶ瀬橋の通行規制と、今後についてということでございます。

御承知のように、平成23年9月の豪雨以降、通行止めをいたしております。今後につきましても議員さんの質問だと思っておりますが、橋梁長寿命化修繕計画に沿って実施をしていくことになり、五郎ヶ瀬橋が、今の現時点で通行止めによって、集落が孤立するというような橋梁ではないという判断に基づきまして、対策の今の長寿命

化の中での実施につきましては、これからずっと始まって優先度をつけていきますので、その優先度というのが、高くなく、大雨のたびに流木等がつまり、止水をして根本的に考慮する必要もありますので、当分、今、通行止めをせざるを得ない状況であります。ただ、この橋につきましては、非常に歴史もありますので、特に欄干が、私いつも印象深いんですけども、岩の上に載っているというような唯一の橋ですので、こういったことも考えますと、今後、安全性や信頼性を確保した道路サービスの提供のために、町内の道路施設の適正な維持計画を、計画的に行っていくという前提のもとに、この五郎ヶ瀬橋の架け替えについては、引き続き、検討課題としていただきたいと思いますので、一つ認識をしていただいて、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 濱岡議員。

○4番（濱岡 裕之） 修繕計画の中に、計画も盛り込んでいただけるということでもございましたが、この橋に関しましては、南中村区、和井野区、両区長さんの要望でもあると思いますので、以前から、この話に関しましては、出ておったことだと思いますので、また今後の対応のほうを真剣に検討していただきたいと思います。

それで、この修繕計画で上がっておる金額、平成35年までの分を見せていただいておりますと、コストに対して、専門家ではないので知識がない中でよくわからないわけですが、全体的に見て、ちょっと何か金額的に、ちょっと予算的にといえますか、ちょっと低いような気もするかなという、それは個人的なことでもございますが考えております。

以上、いろいろと細かい質問させていただいた中で、町長のお考えもお聞きをしました。質問させていただいた三つに関しては、町長の基本姿勢でもあります創意と工夫をもって、さまざまな問題の解決をお願いしたいということでもございます。

以上をもちまして、この三つの質問をもって、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、濱岡裕之雄議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 芝山 延男議員。

○予算決算常任委員長（芝山 延男） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号 平成26年度度会町一般会計

予算、議案第3号 平成26年度度会町簡易水道事業特別会計予算（簡易水道統合整備事業に係る予算分）、議案第8号 平成25年度度会町一般会計補正予算（第5号）、議案第10号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（簡易水道統合整備事業に係る予算分）の4議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

なお、平成26年度議案第1号に採決するに当たって、予算決算常任委員会として、次の付帯意見をつけましたので、申し添えます。

付帯意見、今後、道の駅関連の予算に関しては、議会と十分協議し執行されたい。以上、付帯意見とします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務教育常任委員長より報告を求めます。

総務教育常任委員長 牧 幸作議員。

○総務教育常任委員長（牧 幸作） 報告いたします。

総務教育常任委員会に付託されました、議案第2号 平成26年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第6号 平成26年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算、議案第7号 平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第12号 度会町自転車等の放置防止に関する条例について、議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び度会町消防団員等公務災害補償条件の一部を改正する条例について、議案第14号 度会町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第15号 度会町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、以上11議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの総務教育常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。
総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。
産業福祉常任委員長 濱岡裕之議員。

○産業福祉常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。
産業福祉常任委員会に付託されました、議案第3号 平成26年度度会町簡易水道事業特別会計予算、議案第4号 平成26年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第5号 平成26年度度会町介護保険特別会計予算、議案第10号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 平成25年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第19号 度会広域連合の処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議について、以上6議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。
産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。
これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第1号～議案第19号）

日程第3 これより討論を行います。
お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第19号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。
よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第19号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(11時20分休憩)

(11時22分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの濱岡議員の一般質問の中で、答弁に補足がございますので、担当課長より、説明を求めます。

北村建設課長。

○建設課長(北村 晴紀) 先ほどの濱岡議員さんの御質問で、町長が答弁いたしました15メートル以上の橋が22橋ありまして、そのうち対策しているのは橋が11橋で、その11橋だけが工事済みということで、残る11橋につきましては、対策はしていないというような理解が懸念されましたので、残る橋に、11橋につきましては、新しい橋、耐震基準OKの橋で工事が不要となっておりますので、全て上部工につきましては、完了ということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(中村 忠彦) よろしいですか。

◎採決(議案第1号～議案第19号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第19号についてを採決いたします。

議案第1号 平成26年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第1号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成26年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 平成26年度度会町簡易水道事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第3号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 平成26年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第4号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 平成26年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第5号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 平成26年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 平成26年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第7号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 平成25年度度会町一般会計補正予算（第5号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第8号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第10号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 平成25年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第11号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町自転車等の放置防止に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第12号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び度会町消防団員等公務災害補償条件の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第13号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 度会町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第14号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 度会町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第15号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第16号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第17号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第18号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会広域連合の処理する事務の変更及び度会広域連合規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第19号は原案どおり可決されました。

以上、議案第1号から議案第19号の19議案は全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(11時30分休憩)

(11時32分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 お諮りをいたします。

本日議員提出されました発議第1号 専決処分事項の指定についてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 発議第1号を議題といたします。

それでは、提出議員より提案理由の説明を求めます。

5番 牧幸作議員。

○5番(牧 幸作) 発議第1号 専決処分事項の指定について。

地方自治法第180号第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を、次のとおり指定する。

平成26年3月14日提出

提出者 度会町 議会議員 牧 幸作

賛成者 度会町 議会議員 岡村 広彦

同じく 木本タエ子

同じく 福井 秀治

同じく 中井 利正

記

町議会の議決を経て、締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において、変更契約を行うこと。

1、平成25年度度会町防災行政無線操作卓及び情報配信装置設置工事、契約金額の3%以内の変更。

提案理由、町議会の議決を経て、契約を締結した平成25年度度会町防災行政無線操作及び情報配信装置設置工事について、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項として指定議決を求めるものである。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第1号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

発議第1号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りをします。

発議第1号について、討論を省略して、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

発議第1号 専決処分事項の指定に対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって発議第1号については、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに、御異議ございません

か。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員